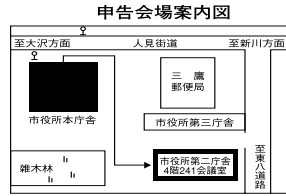


市民税・都民税の申告はお済みですか

受付は3月15日(金)まで

市民税・都民税の申告は、3月15日(金)（土・日曜日、祝日は除く）まで受け付けています。お早めに申告していただく。

- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時
- ◆受付場所 三鷹市役所第一庁舎4階自治課
- ◆今年から市民税・都民税の申告会場が変わっています。ご注意ください。
- ◆なお、三鷹駅・三鷹台・三鷹東部・三鷹西部の各市政窓口でも受け付けています。



申告の必要なのは、印鑑・平成13年中の収入が確認できる書類（源泉徴収票・領収書・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・生命保険料・損害保険料・医療費など平成13年中に支払ったもの）をこ持参ください。

確定申告はお済みですか

- 所得税の確定申告期間は3月15日(金)まで
- 消費税・地方消費税の申告期限は4月1日(月)まで

申告期限が近づくと大変混み合います。お早めに提出をお願いします。

土・日曜日、祝日は窓口業務を行っていませんので、申告書提出の方は、郵送または時間外文書取扱受箱（税務署正門わき設置）をご利用ください。

申告の必要なのは、印鑑・平成13年中の収入が確認できる書類（源泉徴収票・領収書・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・生命保険料・損害保険料・医療費など平成13年中に支払ったもの）をこ持参ください。

【申告に必要なもの】

- ◆平成14年1月1日現在、三鷹市に住んでいる方で、①13年中に所得のあった方（年金収入、所得税で分離課税を選択した配当所得を含む）、②13年中に所得のなかった方で、市内に居住する人の扶養親族になつていない方
- ◆三鷹市内に居住はしていないが、市内に事務所・事業所を持ち、市内に通勤している方

確定申告書の提出は郵送でもできます。

確定申告書を送る方で、「控」が必要なのは、ポイントで記入済みの申告書控（鉛筆は不可）と切手を貼った返信用封筒（あて先明記）を同封してください。

軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などをお持ちの方へ

「登録簿」はお済みですか？

4月1日は、軽自動車税の賦課期日です。

三鷹市に転入された方で、お持ちの軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などの住所変更がお済みでない方または、人からバイクなどを譲られた方は、必ずこの日まで

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事業所・個人が行う事業に対して課せられる。事業に係る事業所税と、事業用家屋の新築または増築に対して課せられる。新増設に係る事業所税の2種類で構成され、事業用床面積や税額などを納税義務者が自ら算定し、これを申告および納付していただきます。

「登録簿」を出し、①窓240へお問い合わせください。

◆原動機付自転車（125cc以下）
①小型特殊自動車
②軽自動車
③軽自動車
④軽自動車
⑤軽自動車
⑥軽自動車
⑦軽自動車
⑧軽自動車
⑨軽自動車
⑩軽自動車
⑪軽自動車
⑫軽自動車
⑬軽自動車
⑭軽自動車
⑮軽自動車
⑯軽自動車
⑰軽自動車
⑱軽自動車
⑲軽自動車
⑳軽自動車
㉑軽自動車
㉒軽自動車
㉓軽自動車
㉔軽自動車
㉕軽自動車
㉖軽自動車
㉗軽自動車
㉘軽自動車
㉙軽自動車
㉚軽自動車
㉛軽自動車
㉜軽自動車
㉝軽自動車
㉞軽自動車
㉟軽自動車
㊱軽自動車
㊲軽自動車
㊳軽自動車
㊴軽自動車
㊵軽自動車
㊶軽自動車
㊷軽自動車
㊸軽自動車
㊹軽自動車
㊺軽自動車

事業所税の仕組みは別表のとおりです。

【注意】

- ①建物に賃借して事業を営む場合は、事業を営む方が納税義務となります。
- ②市内の事業所を合併し、個人が行う事業に対して課せられる。事業に係る事業所税と、事業用家屋の新築または増築に対して課せられる。新増設に係る事業所税の2種類で構成され、事業用床面積や税額などを納税義務者が自ら算定し、これを申告および納付していただきます。

臨時納税相談窓口を開設します

3月16日（土）～17日（日）の2日間

納税相談や納税をして、が土・日曜日しか時間が取れないという方のために、臨時納税相談窓口を開設します。

①日時 3月16日（土）17日（日）の午前9時～午後5時

②場所 市役所1階保険課

③相談・納付（納入）できる項目 市民税、都民税

不動産登記相談

土地、建物の表示登記や売買・相続・贈与などの権利登記

（普通徴収・特別徴収）、固定資産税（償却資産分を含む）・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料

◆保険年金課課内線23300・納税課課内線2422

区分	事業に係る事業所税	新増設に係る事業所税
課税対象	事務所・事業所において法人または個人が行う事業	事業用家屋の新築または増築
納税義務者	事務所・事業所において事業を行う法人または個人	事業用家屋の新築または増築をした建築主
課税標準	事務所・事業所の用に供する事業用家屋の延床面積	新築または増築に係る事業用家屋の延床面積
税率	資産割 1m ² につき600円 従業員割 従業員給与と総額の100分の0.25	1m ² につき6,000円
免税点	資産割 市内合計事業所床面積(非課税部分を除く)1,000m ² 以下 従業員割 市内合計従業員数(非課税に係る者を除く)100人以下	新増設事業所床面積(非課税部分を除く)2,000m ² 以下
納付の方法	申告納付	申告納付
納付期限	法 人 事業年度終了後2月以内 個 人 翌年の3月15日まで	新築または増築をした日から2月以内

※免税点以下で納付義務がない場合でも、事業に係る事業所税に關して三鷹市内の合計事業所床面積が800m²超の場合または合計従業員数が80人超の場合は、申告書の提出が必要となります。

年金保険料の納付・相談窓口も開設

した方も、その場で納付することができます。

▽3月16日（土）～17日（日）の午前9時～午後5時、保険年金課課内線23300・市役所2階②

◆申込受付 3月18日（月）午前10時30分～11時、市役所第三庁舎1階会議室

◆入札 3月18日（月）午前11時

市有地を一般競争入札で売却します

◆売却物件の所在 別表

◆申込方法 ①一般競争入札（要入札保証金）、②物件は一括売却

◆入札参加資格 ①三鷹市内に在住者および三鷹市内で事業を営んでいる方で、店舗、または店舗兼用住宅建設用地とする方②契約締結能力を有しない方および破産者で復権を得ていない方、契約の履行に關して不正行為をした方は入札に参加できません。

◆案内書の配布 3月4日（月）～15日（日）、土・日曜日を除く、管財課係（市役所第三庁舎3階）で。

◆現地説明会 3月12日（日）午後1時30分～、新川2丁目77番地（平成13年3月末日に明け渡します。なお、その間、消防防音機に支障のないように配慮していただきます。

◆地中に埋設物などが出

法人市民税の申告納付について

市内に事務所などをもつ法人が事業活動を行うときは、法人設立の届出と法人市民税の申告納付が必要です。

特定非営利活動促進法（NPO法）によって新たに法人格を取得した団体も同様の手

△3月13日（日）午後1時30分～3時30分、武蔵野スイミング10階スカイルーム1（武蔵野駅北口）で。

◆当日、直接会場へ。

◆東京土地家屋調査士会武蔵野支部 31-2300 東京司法書士会武蔵野支部 35-1580

台帳の縦覧は4月に延期します

平成14年度の固定資産課税台帳の縦覧は、地価の下落に伴う土地の価格修正のため、4月に延期します。

なお、土地・家屋については前年度と同様に、縦覧時にお渡ししている名簿と同じ内容の「課税明細書」を5月初めに納税通知書とともに送付します。なお、固定資産税などについては、ホームページでも解説しています。

◆資産課税課課内線23300

管財課係内線2556

◆契約締結 3月29日（金）までに売買契約を締結します。

◆落札者の決定 予定価格以上の最高価格入札者を落札者とし、最高価格入札者が複数の場合は抽選。

◆契約条件 ①契約保証金が必要で、3月29日（金）までに売買契約を締結します。②4月12日（金）までに売買代金を納入してください。③三鷹市建築指導条例等関連規程を順守してください。④同用地内にある三鷹市消防団第二分団跡の用地77・78等は平成13年3月末日に明け渡します。なお、その間、消防防音機に支障のないように配慮していただきます。

売却物件の所在

所在	新川二丁目1098番一他一筆
地目	雑種地等
地積	1,184.15m ²
用途地域	第1種中層等住居専用地域
建ぺい率	60%、40%
容積率	200%、80%